

環境審議会廃棄物部会 議事録

- 1 日 時 平成18年10月30日(月) 10:00~12:00
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501会議室
- 3 出席者(委員) 盛岡 通 部会長 西村 多嘉子 委員
村岡 浩爾 委員 北野 美智子 委員
澤田 功 委員 十倉 嘉之 委員
赤井 俊子 委員 芝田 克明 委員(代理:中島 清一)
朝日 稔 副会長
- 4 議 題 兵庫県廃棄物処理計画案の改定について
- 5 配布資料
- ・兵庫県廃棄物処理計画の改定について(諮問)・・・・・・・・・・資料1
 - ・廃棄物処理計画改定の方向性と新たな施策について・・・・・・・・・・資料2
 - ・廃棄物処理計画改定スケジュール(案)・・・・・・・・・・資料3
 - ・兵庫県環境審議会の運営に関する規程・・・・・・・・・・参考資料1
 - ・兵庫県環境審議会傍聴要領・・・・・・・・・・参考資料2
 - ・「ひょうご循環社会ビジョン(概要版)」・・・・・・・・・・参考資料3
 - ・「兵庫県廃棄物処理計画 平成14年3月策定(概要版)」・・・・・・・・・・参考資料4
 - ・環境省告示第43号「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する
施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」・・・・・・・・・・参考資料5

6 議事内容

【築谷主幹】

定刻になりましたので、ただいまから環境審議会廃棄物部会を開催させていただきます。私は、環境整備課の築谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。

開会に先立ちまして、委員の出席数についてご報告申し上げます。

本日は、委員11名、特別委員1名に対しまして、7名の委員にご出席をいただいております。過半数に達しております。兵庫県環境審議会条例第6条第5項で準用される第5条第2項の会議成立要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。それから、今日は環境審議会の朝日副会長にもご出席いただいております。どうもありがとうございます。

なお、北野委員におかれましては、この後、別の会議にご出席される予定がおりますので、11時頃にご退室されます。

それでは、開会にあたりまして、嵐環境管理局长からご挨拶申し上げます。

【嵐局长】

おはようございます。兵庫県健康生活部環境管理局长の嵐でございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、環境審議会廃棄物部会にご出席いただきありがとうございます。

兵庫県の環境行政、とりわけ廃棄物行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

廃棄物部会では、これまで、持続可能な循環型社会を実現するための取組方向を示す、「ひょうご循環社会ビジョン」や、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」についてご審議いただき、策定することができました。今後とも、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の部会では、「兵庫県廃棄物処理計画の改定」についてご審議をいただきたいと思っております。

「兵庫県廃棄物処理計画」は、平成14年3月に策定しましたが、策定後5年を迎えるということで、これまでの実績や現状を踏まえて内容の見直しをやっていきたいと思っております。

計画を策定して以降、産業廃棄物の減量化はおおむね計画どおりに進んでおりますが、一方で、一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物については全国的にみますと平成16年度47都道府県中43位ワースト5位となっており、さらなる削減策が必要となっております。また、再生利用率の中間目標にも達していないということで、再資源化の取組みの強化が求められております。

したがって、これまでの施策の問題点や課題を考察いたしまして、新たな施策を盛り込み、「兵庫県廃棄物処理計画」を改定していきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【築谷主幹】

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

それでは、これより議事に入りたいと存じます。これからの進行は盛岡部会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【盛岡部会長】

おはようございます。環境審議会の廃棄物部会を開催させていただきます。いま資料の

確認をしましたが、とくに過不足はないかと思えます。このあと、参考資料の中にも記されていますけれども、我々の審議会は公開という形になっておりまして、本日ご希望の方が1名いらっしゃるということでもありますので、その方の傍聴を許可したいとおもいます。よろしゅうございますね。傍聴の方はメディア関係の方と伺っておりますが、写真の希望はないということなので、お座りいただいて傍聴していただくということにしたいと思えます。

それでは、早速議事に入りますが、まず、諮問事項議題1でございます。この点につきまして事務局から諮問を読み上げていただくという形をとりまして、皆様方におかれましてはお手元の諮問書でご確認いただきたいと思えます。

それでは、寺谷課長、言っていただけますでしょうか。

【寺谷課長】

申し上げます。

諮問第57号。兵庫県環境審議会。兵庫県廃棄物処理計画の改定について。諮問。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定による廃棄物処理計画について諮問します。平成18年8月24日。兵庫県知事 井戸 敏三。

諮問理由。

平成14年3月、国の基本計画に即して、兵庫県内における廃棄物の減量・資源化、その他その適正な処理に関する計画である兵庫県産業廃棄物処理計画を策定した。

この計画は、本県における廃棄物行政推進のための行政計画としての性格のほか、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指した「兵庫循環社会ビジョン」（平成13年5月策定）の実施計画として、さらに各種リサイクル関連法に基づく計画・指針等とも相互に連携して、廃棄物の減量・資源化を進めるためのものである。

策定から5年目を迎え、当初の目標を達成したものや、より一層努力が必要なものが明らかになってきたことから今回見直しを行い、計画を改定する。

ついては、兵庫県廃棄物処理計画（改定版）案に定める、廃棄物の減量・資源化、その他その適正な処理に関する事項について、意見を求めるものである。

【盛岡部会長】

読み上げていただいた通りでございます。この諮問の趣旨のところに明確に記されてございますが、当初の目標を達成したものもあるけれども、より一層の努力が必要なものがあるということで、とりわけこれは一般廃棄物の資源化と減量化につきまして全国レベルでも非常に遅れているというのが明確になった。ワースト5というのはなかなか厳しい評価でございますが、この点についての格段の取り組みを今回必要とするのではないかと。この点につきましては、委員の皆様も日頃からお考えのところがあったかと思えますが、若

干審議が遅きに失したという感が否めない。一般廃棄物につきましては、県、市、県民の皆様方の連携の中で展開していくことが必要でございますので、実効ある計画にするためには市町の協力を得ないといけないという非常に難しい点がある。それを実行するためにはどうしたらいいかという点でご審議を賜りたいと思いますが、このような背景も含めて廃棄物処理計画の改定の方向性について事務局として作業していただいております。先にご説明いただいて、その後、委員各位のご意見を伺いまして計画見直しの審議をし、なおかつ、パブリックコメント等必要な手続きを行っていきたいと思います。

それでは、短時間でございますが、事務局の方から改定案の説明をお願いします。

【河野補佐】 (資料2に基づき説明)

【盛岡部会長】

今日の審議が第1回目ということで、12月11日に第2回の廃棄物部会を開催することになっております。その段階で計画案の中間取りまとめをするということです。これに合わせて審議会の皆様方のご意見を今日及び場合によっては別の機会を捕らえて、いただいた結果を計画案作りに反映させるということでございます。ですから、今日、できるだけ多くの課題、ご提案をまずはお出しいただくことによって、後ほどの個別の意見照会にお答えいただくという形で進めてまいりたいと思います。

まずは今日できるだけ多くのご意見賜りたいと思います。それでは、北野委員さんが先にご退席されるということですから、まずはご意見伺います。

【北野委員】

先ほどから聞かせていただいて、大変良い施策が考えられておりますし、現状も確実に把握をされていることがわかったのですけれども、やはりその現状の悪いところを確実に良くしていかなければいけない、それから施策も確実にそれが全うされていくような形にしてもらわなければならないと思います。先ほど文章にもありましたように、大きな市での現状が全くなっていない。私の市ではところによっては守られていない部分もありますが、だいたい皆守っております、年次報告でも成果がよく出ているのがわかります。しかし、神戸市についていいますと何もかもが一緒に入れられてしかも何日間も放置されているという所も見受けられます。このような際に、県は黙っているのかな、市の管轄だから言えないのかなと思いつつ苛立った思いで帰ることがしばしばです。良い計画はしても、それをきっちりと実践できるように、県も市町に対して上下関係ではなく、しかし、権威を持ってきっちりと指導してほしいと思います。

ひとつ良いことを言えば、高砂市の産廃の不法投棄がございました。市に言っても埒があかなくて県当局に申し上げたところ、1年半から2年余りかかって摘発をしていただきまして、処置されたところです。このように、県が実際に関わっていただくこと成功される

部分が多いのですから、そのようなところやっていたきたいと思います。

それから、私たちも団体の長ですから役員会を開いたり、また地域でいろいろな大会をしてアピールはいたしますけれども完全にできていない、また、県の方でチラシをまかれたり要領に書かれていても人ごとのように通りすぎてしまいます。ですから、自治会などの地域団体の人たちを集めてそのための会議を開いてきっちりと責任を持って情報を持って帰ってもらうと、そしてそれを底辺まで広げてもらうということを、私はしてほしいと思います。

市町は、たとえばごみについての年次報告をなさいます。けれども、あまり自分たちの嫌なところはおっしゃいません。私が参加していて追求しても、県が今なされたように、兵庫県はいま悪くて成績が上がらないというようなことは自分のところの地域については絶対におっしゃいません。そういう風な状況の中で、市民、町民が目隠しをされて現実の状況がわからないということもあるかもしれませんので、県レベルで市町民の代表者を寄せられて、報告やして欲しいことを言う会議をぜひもってほしいと思います。以上です。

【盛岡部会長】

ありがとうございました。確かに、神戸市等々の6つでしたか、市の減量化が進んでいないということが兵庫県全体の値を悪くしていることは事実なのですが、神戸市を除いた場合で、1065gという、全国30位という、47都道府県の中で30位というのは良いのか悪いのかよくわかりませんが、それほど環境に対する取組が優れた県であると胸を張って言えないので、神戸市始めとする都市部だけの責任ではないと私は個人的には思うのです。はっきりと言えれば全体としてやはり悪いのです。それは今もお話のあったように、実態が県民に伝わってないからなのだろうと思います。

また、こういった廃棄物処理計画の改定を行う時に、たとえば名古屋市あたりの取組みは素晴らしい参考になると思っています。政令指定都市としては、神戸市は習うことがたくさんあるのだろうと思います。そういった全国的な展開の中で、容器包装材の改正もそうですが、兵庫県としてはどのようにやっていこうとお考えなのでしょうか。今回の計画を改定される際に、全国の中で数字だけでなく取組の側から見て学ぶべきことがたくさんあるということで今回の対応策を打ち出されたと、私ども理解してよろしいでしょうか。兵庫県の中だけみて足りない点はこうこうだと言われたのか、それとも、全国的にきちんと見た上で施策の組み立てをやっていますよ、と言われたら、では審議の中でそういうことを申し上げ、あるいは点検していきたいと思います。そのスタンスをまず伺いたい。

【寺谷課長】

もちろん、県下だけではなく全国の状況も情報を入れて、課の中でも議論をしている。また、特に今日は一係だけ来ておるのですが、全体で考えようということで、処理計画の

改定にあたって、まず課員全体に私がメールを出しまして、処理計画の改定について皆で意見を出せと、普通の意見ではなく突拍子もない実現不可能な意見でも構わないからとりあえず出せと、出してもらった中で実現可能なものを整理させていただいた、というのがまず一つでございます。したがって、一生懸命に考えていこうという態勢であるということを理解していただきたいと思います。

全国的な取組みの中では、私ども今もっとも気にしておりますのが、一般ごみの有料化でございます。関東圏あるいは名古屋などでは進んでいるにもかかわらず、関西ではあまり進んでいない。兵庫県でも半分が有料化されていると説明しましたがけれども、それは小さな市町に限られているというのが現状であります。一番の原因は埋立処分場が、フェニックス、あるいはクリエイトセンター等、公共関与の最終処分場がきちんと確保されているから、減量しなくても大丈夫というようなところもあります。それまで、処分場がないことから関西と関東が一生懸命努力しあって結果的には関西が勝つといいますか、良い処分場をつくって、阪神大震災の時にはフェニックスがあったが故に復興が早く進みました。ですから、フェニックスは大きな意義があるのですけれども、廃棄物の再資源化ということになりますと、どうも甘えてしまって現状を変えにくいという現状になっております。

私どもの今回の改正にあたりましては、それはだめだと、ぜひとも一番の柱として減量化を目標に挙げて、その中で一番効果のあるという一般ごみの有料化を全市町がやっていけば、大きなステップになるのではないかと思います。非常に難しいとは思いますが、それに向かって頑張っていきたいのです。そして、去年他都市の状況を東洋大学の先生にご講義いただき、あるいは有料化の勉強会を市町の担当者に対して開催しました。市町は興味をもっており、我々の予想の倍の50名ほど集まってくれました。市町もやっていかねばとの思いがあるので、それを踏まえ、他府県や県外の市町の取組を学びたいなと思っております。

【盛岡部会長】

ありがとうございました。

ぜひ県議会の議員さんと審議会の委員さんに有料化というのは一体何なのかをきちんと伝える機会を設けられた方がよいと思います。多くの自治体は、有料化というのは市民が反対するのではないのかという懸念を抱いておりまして、中には議員の方でそのことを強くおっしゃる方もいます。ただ、それは誤解なのです。有料化にはいろいろな形態があって指定袋方式によって、たくさんの量が出せないというのも一つの方式である。それから、よく言われることに貧しい方がごみを自由に出せなくなるという指摘があります。しかし、そのごみの大もととなるモノは皆さん買っておられるわけです。1枚あたりいくらかのごみ袋のお代が出せないという方がおられたら、それは生活保護等他の福祉施策で行うべきです。ごみを大量に出す方はお金を均等に負担していないということにも話をもっていけないといけないのではないのでしょうか。ずいぶん議会でもご関心はあるようですが、行政

側、あるいは我々専門家を含めてこの訴えを進めていくにはまだまだ弱い、というのが実態として生じています。議員の方々にご理解頂けるようなお話をしていかなければならない。

どうぞ、他の委員さんご意見を。

【村岡委員】

先ほどの資料のご説明を聞いておりますと、目標値に対する達成が良いところもあれば悪いところも、というお話でした。では、一体何が原因で達成が悪いのでしょうか。具体的な原因が掴めなかったのです。大きく捉えると、先ほどのご説明のようにフェニックスができたために甘えてなかなか進展しないという原因もあるのでしょうかけれども、一般の市民にとってなぜ神戸市が悪いのだろうという、値が悪いのはこういうところが悪いのだということを具体的に調査された資料がほしいなと思いました。

今日は第1回ですから、一つ一つこれはこんな原因だということを調べてご説明されるのは大変だと思いますので、大きな原因だけでもよいのです。しかも、市町によって差があるということですから、そういう点も含めて示してもらうことによって住民サイドでそれが理解できる、そして有料化を理解していかなければいけないのだな、という方向にもって行けるようにしてほしいと思います。そのための説明が今日は完全ではなかったのではないかと思います。

【盛岡部会長】

たとえば、紙類が厨芥類と混ざって出されると、これは通常再資源化できないですから、紙類は家庭で分別すれば資源化できる多様なチャンネルを持たれているというのが、一番良いと思います。行政が古紙の再生を含めて行うとすると、費用が大変だということもありますし、回数の問題もございます。ですから、地域の市民団体で回収するというチャンネルもあるでしょうし、既存の事業者で回収するという方法もありますし、関東圏では新聞紙は新聞の配達場で自分たちの特定の回収ルートをつくっておられるところもある。ところが、関西ではそういうところはない。売り切りなのです。やはり、文化の違いなのかなあと思います。

そういう風にいくつか古紙の回収ルートをつくって、こういう回収ルートを徹底的に使用すれば、厨芥類に混じる紙類がぐっと減ってくる。これが、首都圏で進んでいる最大の理由。なぜかという、出せる量のごみ袋1袋あたりいくらか、あるいは配られる枚数が限定されていますから、無駄なものは入れたくない。ですから、回収チャンネルに回します。この受け皿となる地域の回収の多様なシステムが構築される。

これは両方あって初めてリデュースができるのではないか。だから、個人個人にごみを出すなどいうのではなくて、出さないのならどこにその排出されたごみを回していくのかということのだいたいの設計を含めてやっていかなければならない。

古紙が非常に大きいので申し上げましたが、それ以外にも堆肥化等たくさんあるかと思いますが、県は直接目にしていないですが、指導なざる立場として市町と連携されてそれぞれの特色ある施策を組み上げていただければと思います。

どうぞご意見賜りたいと思います。

【赤井委員】

有料化については、不法投棄と一緒に対策を考えてほしいと思います。私は丹波の山の方なのですが、有料化になると不法投棄が増えることを心配しています。

それと、プラスチックのことですけれども、プラスチックのネットのものとか小さいものをこれまで全部洗ってプラスチックとして入れるということだったのですけれども、いつもおかしいな、こういうことは人間の自然な感情からして本当にやる人があるのだろうかと思っていたのですが、やっと丹波市ではそういうものを燃えるごみに入れてよいという風になりました。このように、人の常識に沿うもの、人間の本能をうまく利用したものでなければうまくいかないと思います。

それから産廃の件です。集落の会議でよく問題になるのですが、土地の転売がありますと、その次誰かに移って、いつの間にかそこへ産廃が捨てられているということが起こるのですね。住民が反対していても、最終的には条例や法律に頼ることがほとんどです。経緯を聞いていると条例が結構緩やかなのだな、甘いのだなと感じることがあります。いつの間にか産廃場になっているということについて、きちんとした法律とか集落の方にもわかるようなものがあればいいなと思います。

それから、私たちはNPOでいろいろな活動をしています。今回計画しているのは、生ごみを肥料にしてそれを地域通貨で回す、というのをメンバーである県立大学の先生と一緒に考えているのですけれども、そのような時の環境課との協働はというようなことはあるのかどうか、ということ。

以上、お伺いします。

【盛岡部会長】

どうぞ、お答えいただけますか。

【寺谷課長】

まず、有料化につきまして賛成していただきましてありがとうございます。

不法投棄の問題なのですが、有料化になると不法投棄が出るというのは当然なのですが、一つの例として、家電リサイクル法があります。施行前に県下の市町が全部集まって議論した時にはものすごい不法投棄が出るだろうと予想されたのでどのような監視態勢を敷くか議論しました。とはいっても、現状を見なければわからないので見守るしかなかったのですが、結果的に見ましたら、家電リサイクル法ができる前とできた後で、たとえば倍に

なったとか3倍になったというような現状はありませんでした。この原因が何であったかということ由市町と話したのですが、日本人は決まるまでは不平や不満を言うけれども、一旦法律できちっと決まると遵法精神があって守る人間が多いのだな、ということが原因ではないかと我々で話し合ったことがありました。このように、規制が厳しくなったとしてもそう不法投棄が増大するということはないのではないかと考えております。

ただ、おっしゃったように不在地主の土地は廃棄物の不法投棄の場所として狙われています。山よりも不在地主のやや都市部の方の、持ち主がわからないとか、倒産してそのままというようなところが狙われています。このような不法投棄については、できるだけ早く情報をいただくことが早く解決することにつながります。ですから、数年前から地域住民の方の情報を直接入れていただくような協定を結んだり、あるいは郵便とか宅急便の方に仕事をしている最中に不法投棄を見つけたり現場を発見したりした時には通報してもらうようなシステムで協力を依頼したりしています。

不法投棄で一番困られるのは地域の住民の方に違いありません。そして、情報をよく知っているのも地域住民の方ですので、住民の方の協力を一番欲しいと我々は考えております。

【盛岡部会長】

他に、どうぞ。

【十倉委員】

きめ細かな計画を出しておられると思います。こういう計画を具体的に実現する際、それを受け止める事業者や地域住民がどう意識改革を図っていくのかが大きなポイントであると思っています。そのためには、わかりやすいPRを市町等を通じてぜひやってほしいと思います。

この計画ではPRについて部分的に記述してありますが、欲を言えば、一つの項目をつくっていただいて、どういった形で浸透を図っていくかを記述していただければと思います。私は明舞団地の自治会なのですが、高齢化しておりまして平均年齢は70歳過ぎです。環境問題が自治会の課題の一つなのですが、自治会への参加意欲は薄らいでおります。また、歳がいつているものですから、日にちは間違える、分別は間違えるで、何度連絡しても仕方がないというのが実態です。そのたびに処理をしなければならないので困っています。自治会によって高齢化の度合いは違うのですが、PRでの浸透を考えていただきたい。

それから不法投棄についてです。私どもは農地を守る運動を農業委員会で実施しております。現在、農地は米の生産調整等で遊休農地がかなり増えております。ここが不法投棄先としてかなり狙われています。農業委員会では月に何日か日を決めて農地のパトロールを実施し、環境局と連携を取っていますが、さらに情報収集体制の強化を地域ごとにぜひ

図っていただきたいと思います。

【盛岡部会長】

はい、どうぞ。

【村岡委員】

不法投棄については、土壌汚染という点からの問題も出てくると思います。ですから、必ずしも地主不在ということではなくて、工場跡地を再利用したり転売したりする際、もし汚染物質があるとなかなか売れない、塩漬けになってしまう。ブラウンゾーンになってしまう。廃棄物行政と関連してくるわけです。そういう意味で、連携も必要だろうと思います。県の立場として工場跡地等の土壌汚染の関連する行政に関してどのような対応を今後されるのかお訊きしたいと思います。

【盛岡部会長】

はい、いかがですか。

【築谷主幹】

土壌汚染に関連する部分で言いますと、私ども不適正な処理の防止に関する条例を平成15年12月から施行しています。この中で、土砂埋立を許可制にすることと併せて、土壌安全基準に適合しないような土砂を用いての埋立は禁止しています。許可制は一定規模以上の埋立を対象としています。土壌安全基準を満たさない土壌埋立は規模にかかわらず禁止という項目も入れておまして、日頃から土壌汚染対策法を所管しています水質課と情報交換しながらやっております。今後もっと強固なものにし、しっかり運営していきたいと思っております。

【盛岡部会長】

はい、ありがとうございました。では、西村委員。

【西村委員】

この「廃棄物処理計画の改定案（概要）」という、この2枚ものの資料は工夫のあるわかりやすい構成になっていると思いました。事業者や県民の門口から出るときにどういう回収がされるかというあたり、その際に事業者の場合と県民の場合は回収の仕方も違うということになりますので、2つに大きく分けた形での整理が大事なかなと思います。

地域に関しては、分別は市町で違い、またそれぞれの市町に多様な回収ルートがあります。その足並みが揃っていないのは仕方ないとしても、それぞれの行政別に組織化を推進なさるべきだと思います。そうすれば、たとえば家庭で、小学生や中学生、あるいは主婦

がごみを出す際のチェックを教育することができると思います。何が再生、資源化でき何ができないのかをきちんと教育できるよう適正化することが急がれると思います。

また、行政サービスの低下という言葉で表現されることがあります。たとえば、芦屋市の場合の週3回の収集が2回になったというケースです。これは明らかに行政サービスの低下だという風を感じる市民もかなりおります。ところが、逆に2回になったからこれからは溜められないなという、私は考えていなかった良い面も出たのかなと思います。

以上です。

【盛岡部会長】

ありがとうございます。

今回容器包装材の中で、油等が入った容器についての扱いについては環境省で新しく方針が出されておりますので、そういうことも含めて市民の皆さんによくわかっていたけるような、アプローチをとっていただきたいと思います。

そして、私が思うのは、非常にはつきり申し上げますが、事業系ごみの平成20年の296g1日1人あたり、この目標はとても高い目標です。なぜかという、平成13年は、県全体で、477から、423、413、422とだいたい下がってはきていますが、中位安定という推移です。これを下げるのですから、相当な施策がないとうまくいきません。

ところが見ますと、施策としては事業系古紙の回収システム構築とエコアクション21の環境マネジメントシステム設定ですので、これでは取組みとして弱いというのが私の印象であります。なぜかという、神戸市さんにも申し上げて今一部は導入されていますが、事業所の中で、どの事業種、あるいは規模が事業系ごみの排出量の大層を占めるか、ということの調査が必要なのです。これが、一番良く行われたのは大阪市です。大阪市のデータは、ここ10年以上に渡って、「業種別」、「規模別」、「資源化率」ときちんと計上されておりまして、そして、改善させていくメカニズムを彼らは持っています。

すなわち、一定規模の排出量を事業単位として持っている場合には、ボランティアで報告書を出してもらっています。目標設定をし、Plan、Do、Check、ActionというPDCAサイクルに関わってもらいます。また、表彰制度を設けています。大阪さんはこれを導入なさって、兵庫県に比べて相当下がってきています。

さらに、事業系一般廃棄物の料金体系を変えるというのもやりました。大阪市は難しい問題が昨年あたりからずっと出ていますことが根底にございますので、料金制度を変えられるのは大変なことであったと私は思うのですが、この部分では関西では非常に先進的な取組みです。その結果、神戸市さんも事業系一般廃棄物の料金体系を変えました。ただし、三年間の猶予期間を置いています。だから、効果がまだ出ていないという感じです。これから、少しずつ効果が出てくるかと思えます。というわけで、まずは事業系一般廃棄物に対して適正な料金プランを敷いていただくことが、県下の事業系一般廃棄物の排出を削減するための第一歩です。

そして、事業系も負担しているのだから、家庭の皆さん方も、まずは粗大ごみから費用負担一部お願いするというのが、県下の今のだいたいの状況です。それで、人口の少ない所は地方自治体が音頭を取って指定袋方式を採ろうとしています。しかし、いわゆる神戸市を始めとする大きな市町村はまだそこまでいっていません。次は指定袋か、少額の適正化、有料化と言いますとびっくりしますが、有料化でなく、適正負担をしてもらう段階です。それが導入された後、廃棄物にかかっている本来の税金額と市民負担とを比較するという学習が始まるのだらうと思います。名古屋は、干潟の埋立てができなかったために一挙に学びました。兵庫県は、後ろが非常にゆったりした状況の中で振舞いを正せというのは人間にとって非常に苦しいことでありますから、なかなかできないと思います。しかし、そういうチャレンジをいま申し上げたことを通じてやらないと、296というのは大変な目標だと私は思います。

ぜひ、右側にあるような諮問内容の項目では弱いと盛岡が言っていたということも含めて、事業系一般廃棄物関係の主だった市町を集めて審議していただいた後、皆様の方でまとめていただくという手続きを踏んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、どうぞ。

【澤田委員】

資料1ページに「7割を占めている神戸市～」とあります。私は神戸市の西区に住んでいますが、ごみ当番がきっちりしておりまして変なものは収集されません。ですから、私の身近の感じから言うと、神戸市それほど悪いのかなという思いではありますが、逆にひとつ教えてほしいのは、神戸市や姫路市等、大都市というのはそういうものなのでしょうか。そして、その原因がわかりにくいです。

また、神戸市と神戸市以外の境に不法投棄が多いです。花博の頃の淡路の場合でも、結局は役場の人は自分の町だけ、洲本の人は洲本の市だけで、境界線上やダムの上流の方などの不法投棄の対処が問題になっていました。警察官も退職された方がたくさんあるし、市になり過剰職員を抱えているのですから、そのような人材を活用して広域的に対策をしてほしいとおもいます。特に西区の櫛谷とか伊川谷とかあの辺りなど、何か神戸市と連携を取って行政の境で発生する不法投棄を排除してほしいと思います。こういう不法投棄の現場を子どもたちや主婦の方に見せると、地域の学習となって良いのではと思います。

視点を変えますが、コウノトリのお陰で、他府県の人が非常にたくさん但馬に入りました。但馬は美くなりましたねと言っています。但馬の人自身も環境が美しい、城崎にごみが無いということは、観光面からも重要だと認識を深めています。ごみの有料化ということも大事でありますけど、その辺りも総合的にご指導いただければと思います。

それから、兵庫県の場合東京のように局地的に外国人が集中している所はないですが、東京では韓国の人、ベトナムの人等は日本の区役所が出すごみのマナーを読めないのでありまして、韓国語も付記いたしますと、県の公舎周辺のごみが改善したということです。

そういったこともご配慮いただければと思います。

以上です。

【盛岡部会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、ご意見を反映する形で修正をしていただきたいと思います。朝日先生どうぞ。

【朝日副会長】

ごみと言っても、いろいろなものがあるとお話を聞いていて感じました。たとえば、事業系から出される古紙等と、普通の家庭から出される芋の皮等を一緒に議論するのはいかなもののでしょうか。一般の家庭から出されるりんごの皮や玉ねぎの皮は有料化に向かないとも考えられます。それをどういう風にするかというのは、政策の問題になると思うのですが、たとえば1週間に1袋指定袋に入れば無料で回収するというような手もあると思います。やはり、大きな量を占めている事業系ごみの適正処理費用を頂戴する。その辺りのことは各市で違っていると思うので、何でうまいこといつているかという知恵を出し合うべきだと思います。

分別の話がありましたが、分別の内容は各市町で違います。だから、うちの市は何もかも一緒に出せばいいが、隣の市に転居した途端に一緒に出さないで下さいということが起こっている。各市によってあまりにも違うというのは結局住民が困ると思いますので、よろしくをお願いします。

【盛岡部会長】

はい、ありがとうございます。

資源循環という目で見たとときに、兵庫県は資源回収したものが、全国でも産業活動が盛んであるということということで、間接的にこういったフローを視野においていただきたいと思います。やはり古紙にしてもプラスチックにしても相当量が輸出されていると思うので、輸出されているものについて今後どういう風にカウントされ、どういう風に管理されていくのか。そんなことは知らない、循環率はそれでよいのだ、ということではないのですね。当然国も国レベルの情報を集めて方針を立案されています。しかし、結局のところその情報は県からのレポートに基づくとします。そういう部分で言うと、資源循環の先に関する審議からどのような責任を持ち循環率を上げていくかというのは非常に重たい話ですが、今回の議論の中では触れられていません。しかし、国際市場とか貿易の大きな波がかぶった時にやせ衰えてくると、それが川上へ影響を与えて皆さん方がなさっておられる資源化にも良い意味でも悪い意味でも影響を与えます。そこのところをよく見ておかないと、施策効果が担保できないということになります。ですから、ぜひご検討いただきたいと思いますというのが第1点です。

第2点は、この計画は後期5年間の計画なのですね。「ひょうご循環社会ビジョン」というのはもう少し長いビジョンですので、循環社会ビジョンと今回の見直しとの関係、また、県の他の部局の施策に関して、新たな流れの中で各部局がどういう施策を考えているのかということについてのヒアリング調査が弱いかなと思います。たとえば、クリエイトセンターが行うという部分ですが、環境整備課と密接に絡んでおられるので情報共有もできているのだと思いますが、たとえば先ほど独自処理を県下の市町の最終処分に代わるものとして考えていく等何らかの具体策があると思うのです。

それから、下水道汚泥の有効利用として、今のところは中間処理として脱水を行うため資源化率には大きな変化はないとなっています。しかし、今後循環型下水道がどんなものになっていくかというのは下水道局がおそらく検討していかれるし、ある意味では違った見解が出てくる可能性がある。こういうところも、どちらかというところと現計画の延長になっているという印象があります。

それは、バイオマスのところも同じでありまして、小粒の検証になっていますね。もう少しそれぞれの部局が考えておられる5年先というものを、メーカーを入れて積極的にやることが資源循環率を高め、排出量の削減を展開できるという辺りの話が合った方が望ましいと思います。もちろん各部局との調整の結果、今の時点ではこの程度だということになれば、それは結構でございます。ぜひ、前向きな調整、より高いレベルでの目標設定をしていくことをお願いしたいと思います。

それと、「廃棄物エコ手形制度の全県展開（新規）」というのは、環境整備課の方で明白な意図があってお出しになったと思います。結構だと思います。

また、分別の度合いもよくわからないということですので、どこかにワンステップで各市町の分別の仕方とか料金であるとかがわかるようなサービスを整備をしていただく。県は一般廃棄物に関しては市町の指導ということで、直接はこうしろああしろということとは言えませんが、各市町で横に比較する、比較ということはよくないかもしれませんが、優劣がつかますから、どういう特色あることをやっているかということについては県の方で評価する。そうなりますと、私は知りませんでしたという段階から、知ることができるという段階になります。高齢者の方には使いづらい方がおられるかもしれませんが、それはまた別の方がサポートしたらよいでしょう。こういうことを含めて、多様な施策の組立てということをぜひご検討してください。

では、今日の皆様方のご意見を一通り承ったということにしまして、この後、各委員さんの方から個別に事務局に対して案についてのご意見をご披露いただくということにしたいと思います。今日ご欠席の委員の方には事務局からご説明いただいて後日伺うということにさせていただきます。

では、資料3の計画改定スケジュールをご覧ください。

【河野補佐】

(今後のスケジュール説明)

なお、議論の中で本計画のスパンについて後期5年というお話がありましたが、この計画は10年後の平成27年度を目標に改定することとしていることを申し添えます。

【盛岡部会長】

本日の審議はできたかと思っておりますが、次回が開催が12月11日午前10時から12時ということでございます。それでは、以上で兵庫県環境審議会廃棄物部会を終了します。

【寺谷課長】

先生方には貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。改めて実現可能な計画をつくっていかねばならないと肝に銘じたところでございます。

それではこれを持ちまして、兵庫県環境審議会廃棄物部会を終了します。お忙しい中、長時間のご熱心なご教授ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく申し上げます。